

答弁書第七九号

内閣参質一九三第七九号

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員福島みずほ君提出内閣総理大臣夫人安倍昭恵さんの選挙応援における夫人付職員同行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出内閣総理大臣夫人安倍昭恵さんの選挙応援における夫人付職員の同行に
関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「間接的に特定候補の選挙応援」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「以下に示す安倍昭恵さんの選挙応援」については、「5 二〇一四年十二月六日、衆議院愛知九区の長坂康正候補応援」、「8 二〇一六年六月二十六日、参議院福岡選挙区の高瀬弘美候補応援」、「9 二〇一六年七月三日、参議院兵庫選挙区の伊藤孝江候補応援」、「10 二〇一六年七月五日、参議院福島選挙区の岩城光英候補応援」、「11 二〇一六年七月七日、参議院青森選挙区の上崎力候補応援」、「12 二〇一六年七月八日、参議院三重選挙区の上本佐知子候補応援」及び「13 二〇一六年七月八日、参議院山梨選挙区の高野剛候補応援」（以下「七件の応援」という。）において、安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を支援する職員は、安倍総理夫人に同行した。七件の応援への同行に当たり、当該職員の旅費は、安倍総理夫人からの申出により、安倍総理夫人の私的経費により負担されているものと承知している。

なお、御指摘の「前記三回」の「応援」及び七件の応援において、当該職員は、当面予定されていた安倍総理夫人による総理公務補助についての安倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国の機関等との連絡調整のために、安倍総理夫人に同行したものであり、安倍総理夫人の私的な行為に対する支援は行っていないものと承知している。

三について

お尋ねの「安倍昭恵さんの選挙応援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「いわゆる事務担当秘書官」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また調査に膨大な時間を要するため、お答えすることは困難である。